

# 土木工事の情報共有システム活用ガイドライン (平成 26 年 7 月) の主な改定ポイント

「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev.4.0)」（以下、「機能要件 (Rev.4.0)」という。) で改善された機能等にあわせて、改定しました。

## (1) CIM におけるクラウドサービスの利用

国土交通省における CIM(Construction Information Modeling)の取り組みを推進するため、3次元モデルを共有、閲覧するためのクラウドサービスを利用する場合の考え方を追加しました。

## (2) セキュリティ対策

外部にサーバを設置する情報共有システムに対して、国土交通省情報セキュリティポリシーに準拠したセキュリティ対策を求めることから、機能要件 (Rev.4.0) では、セキュリティ対策を強化しています（利用者 ID 及びパスワードを通知する際は暗号化が実施されること、データの履歴管理がされること、データが不当に消去、改ざんされないようにアクセス制御が実施されること等）。

本ガイドラインでは、利用者に関するセキュリティに関する事項として、発議資料の修正、削除等に関する履歴管理の事項を追加しました。

## (3) 検査における利用

情報共有システムを活用し、蓄積した書類を用いた検査を円滑に実施するため、工事完成図書における紙と電子書類の整理方法に加え、具体的な確認方法の例を追加しました。